

中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）

人件費の計上に係る補足資料

令和4年8月2日

若者人材確保プロジェクトの実証 事務局

令和4年度中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）（以下、「本事業」という）においては、人件費単価の計上に係る公平性・透明性の確保等の観点から、健康保険等級を使用した人件費単価を設定することとしている。このため本資料では、本事業における補助事業者が人件費に関して留意すべき基本的な事項を記載している。人件費を計上する際には、「補助事業事務処理マニュアル」等とあわせて参照いただきたい。

(1) 本事業における人件費の定義

補助事業者が本事業の事業計画に位置付けた事業に従事する者の人件費のうち、当該事業を行うために必要となる工程に係る作業時間に対する費用のことをいう。

(2) 人件費の計上における原則

本事業における人件費は、次項に規定する方法により算定した人件費単価（円／時間）に、本事業に直接従事した時間数（以下、「補助事業従事時間」という。）を乗じて算出する。

補助事業従事時間は、別途定める「業務従事日誌」等により証明されるものであって、事業者毎に定められた就業規則等に照らして適正と認められる範囲とする。

なお、交付申請時には業務従事日誌を作成する必要はないため、人件費を計上する工程における見積工数を算出すること。

(3) 人件費単価の設定方法

本事業における人件費単価については、等級単価の適用可否を下表で確認の上、必ず申請時点の健保等級や年収等に従い、別表1「人件費単価一覧表」に基づき設定すること。本資料や「補助事業事務処理マニュアル」等を参照しつつ、不明な点があれば事務局まで相談すること。

雇用関係	給与	等級単価の適用	人件費単価
健保等級適用者	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外の者	年俸制 月給制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除して算出した単価(一円未満切捨て)を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

人件費単価一覧表の具体的な適用は、以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を人件費単価とする。

① 健保等級適用者

次の各要件の全てを満たす者の人件費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する

- 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額又は時給での雇用契約者においては、健保等級適用者以外の者として取り扱う。
- 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者

② 健保等級適用者以外の者

健保等級適用者以外の者の人件費単価については、その給与形態に応じて、以下の区分により取り扱う。この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「年額範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区分	内容
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する人件費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する人件費単価
日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって1日当たりの人件費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって人件費単価とする

✓ 交付申請時における提出資料

交付申請時に人件費を計上する場合は、上記計算方法に則り人件費を算出するための別紙「補助対象経費内訳書」を作成し、その他提出資料と併せて事務局へ送付すること。なお、交付申請時においては人件費単価の証明書等（健保等級証明書や給与明細書等）、各種証憑については提出不要とするが、補助金交付のためには実績報告までに提出が必要となることに留意すること。

✓ 実績報告時における提出資料

人件費の確定のためには、原則として、補助事業終了後の実績報告までに下表に記載する全ての証拠資料の提出が必要となる。なお、提出資料や記載内容に不備がある場合、補助金が支払われない場合があるため留意すること。交付決定後の各種手続きについては、交付決定者に配布する「補助金交付のための事務手引書」に従うこと。

適用者	人件費確定にあたっての必須資料 ^{※1}
健保等級適用者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健保等級証明書 2. 被保険者標準報酬決定通知書 3. (該当の場合) 同改定通知書 4. 被保険者標準報酬月額保険料額表
健保等級適用者以外の者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給与証明書 2. 従事者毎の雇用に関する契約書
上記共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給与台帳または給与明細 2. 賞与明細 3. 業務従事日誌^{※2} 4. 就業規則 5. 給与規程

※1 なお、人件費の確定にあたっては、費用の妥当性を判断するために上記以外の資料（打刻データ等）も求める場合がある。

※2 業務従事日誌については、出退勤時刻や本事業の開始時刻・終了時刻、具体的な従事内容等を日次で従事者別に記載し、作成する必要がある。詳細については、交付決定者に配布する「補助金交付のための事務手引書」に従うこと。

別表 1

人件費単価一覧表（令和 4 年度適用）

① 健保等級適用者		① 健保等級適用者以外（年俸制・月給制）			
健保等級	人件費単価（円／時間）		月給範囲額		人件費単価 （円／時間）
	A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	以上	～ 未満	
1	350	470		～ 83,790	470
2	410	550	83,790	～ 97,090	550
3	480	630	97,090	～ 110,390	630
4	540	720	110,390	～ 123,690	720
5	600	800	123,690	～ 134,330	800
6	640	850	134,330	～ 142,310	850
7	670	900	142,310	～ 151,620	900
8	720	960	151,620	～ 162,260	960
9	770	1,030	162,260	～ 172,900	1,030
10	820	1,090	172,900	～ 183,540	1,090
11	870	1,160	183,540	～ 194,180	1,160
12	920	1,230	194,180	～ 206,150	1,230
13	980	1,310	206,150	～ 219,450	1,310
14	1,040	1,390	219,450	～ 232,750	1,390
15	1,110	1,470	232,750	～ 246,050	1,470
16	1,170	1,550	246,050	～ 259,350	1,550
17	1,230	1,640	259,350	～ 279,300	1,640
18	1,350	1,800	279,300	～ 305,900	1,800
19	1,480	1,960	305,900	～ 332,500	1,960
20	1,600	2,130	332,500	～ 359,100	2,130
21	1,720	2,290	359,100	～ 385,700	2,290
22	1,850	2,460	385,700	～ 412,300	2,460
23	1,970	2,620	412,300	～ 438,900	2,620
24	2,090	2,780	438,900	～ 465,500	2,780
25	2,220	2,950	465,500	～ 492,100	2,950

26	2,340	3,110	492,100	~	525,350	3,110
27	2,520	3,360	525,350	~	565,250	3,360
28	2,710	3,610	565,250	~	605,150	3,610
29	2,890	3,850	605,150	~	645,050	3,850
30	3,080	4,100	645,050	~	684,950	4,100
31	3,260	4,340	684,950	~	724,850	4,340
32	3,450	4,590	724,850	~	764,750	4,590
33	3,630	4,840	764,750	~	804,650	4,840
34	3,820	5,080	804,650	~	844,550	5,080
35	4,000	5,330	844,550	~	884,450	5,330
36	4,190	5,570	884,450	~	924,350	5,570
37	4,380	5,820	924,350	~	970,900	5,820
38	4,620	6,150	970,900	~	1,024,100	6,150
39	4,870	6,480	1,024,100	~	1,077,300	6,480
40	5,120	6,800	1,077,300	~	1,137,150	6,800
41	5,420	7,220	1,137,150	~	1,203,650	7,220
42	5,730	7,630	1,203,650	~	1,270,150	7,630
43	6,040	8,040	1,270,150	~	1,336,650	8,040
44	6,350	8,450	1,336,650	~	1,403,150	8,450
45	6,720	8,940	1,403,150	~	1,482,950	8,940
46	7,090	9,430	1,482,950	~	1,562,750	9,430
47	7,460	9,920	1,562,750	~	1,642,550	9,920
48	7,830	10,420	1,642,550	~	1,722,350	10,420
49	8,200	10,910	1,722,350	~	1,802,150	10,910
50	8,570	11,400	1,802,150	~		11,400